

仕様書

- 1 業務の名称
令和7年国勢調査審査業務に係る労働者派遣業務
- 2 業務の契約期間
契約締結日から令和8年1月29日まで
- 3 業務の目的
令和7年国勢調査の実施にあたり、審査会場へ従事者を派遣し、審査業務に従事させることを目的とする。
- 4 業務の内容
札幌市職員の指揮監督に基づき、国勢調査の調査書類の審査業務を行う。詳細は、別紙「調査書類審査業務」を参照。
- 5 派遣場所・期間・人員
 - (1) 場所：札幌市役所14階居室（札幌市中央区北1条西2丁目）
 - (2) 期間：令和7年12月17日～令和8年1月29日（実日数26日）
 - (3) 人員：12人
- 6 研修
 - ・ 従事初日に1時間程度の研修を行った後、業務へ移行する。
 - ・ 都合等により研修に参加できない場合や、従事者に変更・追加があった場合には、派遣元で適切に情報共有及び研修を行うものとする。
- 7 派遣先責任者・指揮命令者
 - (1) 派遣先責任者：政策企画部長
 - (2) 指揮命令者：政策企画部未来創生担当課統計調査係長
- 8 派遣上の条件
次のいずれにも該当する者
 - (1) 電卓を用いた計算が迅速かつ正確に行えること
 - (2) 機密保持義務及び個人情報保護義務に関して理解していること
- 9 派遣上の注意事項
 - (1) 派遣元
 - ・ 派遣元は統括責任者を置くこと。
 - ・ 研修、業務内容、必要となる手続き、書類の提出日等の詳細について、統括責任者は指揮命令者と打ち合わせを行うこと。
 - ・ 派遣労働者の就業時間中、統括責任者は派遣先責任者・指揮命令者及び派遣労働者と必ず連絡の取れる体制としておくこと。万一、遅刻・欠勤等が生じる恐れがある場合は、派遣先に報告の上、速やかに代替者を派遣し、業務に支障をきたさないこと。なお、代替者については、派遣元の負担において業務内容を理解させ、派遣すること。
 - ・ 従事日前日までに従事者名簿を提出すること。
 - ・ 従事者を変更・追加する場合には、事前に指揮命令者と調整の上、都度従事者名簿を提出すること。
 - (2) 派遣労働者
 - ・ 従事中は審査業務に集中し、私語をせず、携帯電話等を使用しないこと。
 - ・ 業務開始時刻に遅れることなく就業場所に到着し、業務内容の確認を行い、業務開始の際に支障がないようにすること。
 - (3) 事前提出書類
 - ・ 統括責任者及び従事者の名簿（電話番号含む）

10 就業条件

- (1) 就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
就業の開始及び終了の時刻 : 午前8時45分から午後5時15分まで
休憩時間 : 午後0時15分から午後1時まで
- (2) 就業する日
毎週月曜日から金曜日
- (3) 休日
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 基本的遵守事項
 - ・ 法令等及び札幌市職員の業務上の命令に従う義務
 - ・ 信用失墜行為の禁止
 - ・ 秘密を守る義務
 - ・ 業務専念義務

11 労務管理

- (1) 時間外及び休日労働
派遣先は派遣元と派遣労働者の定めた36協定の範囲内に限り、時間外及び休日の労働を求めることができる。
- (2) 基本料金
1週間の実労働時間の合計が40時間以内であり、1日の実働時間が8時間以内の深夜労働でない場合
【積算】1時間あたりの単価契約として就労時間に単価を乗じて積算する
【単位】5分単位
【除外】遅刻、早退等で就労しなかった時間については、積算から除外する
【その他】代替者の研修出席の時間数分料金については派遣元の負担とする
- (3) 時間外等料金
【割増】基本料金の1時間あたりの単価に次の割増料金で積算する（円未満の端数は切り捨て）
125%... (1) 1日の実働時間が8時間を超える場合
(2) 1週間の基本料金の実働時間の合計が40時間を超える場合
135%... 1週間の出勤日数が6日を超える場合
150%... 深夜労働の場合（22時から翌5時までの間）
※ 上記条件の複数に該当する場合、割増率を複数乗じることはせず、該当するもののうち最も高い割増率で積算することとする。
【単位】5分単位
- (4) 勤務時間明細
 - ・ 出勤簿及び時間外勤務、休日勤務、夜間勤務表を作成し、指揮命令者の確認を受けること。
 - ・ 月ごとに全体の勤務時間を集計した一覧表を作成すること。
 - ・ 一覧表には各個人の当該月の合計勤務時間数を記載すること。ただし、合計勤務時間数は単価区分ごとに集計すること。
- (5) 請求方法
 - ・ 派遣元は月ごとに請求する。なお、請求書の提出にあたっては、請求額等を十分に精査した上、派遣先へ提出すること。
 - ・ 派遣元は各業務について、基本単価及び基本単価に各割増率を乗じた単価の区分毎に、各派遣労働者の勤務時間数を合計した時間数と当該基本単価を乗じた金額を算出し請求する。
 - ・ 1時間に満たない就労時間（分）については、当該時間（分）を60で除し、小数点以下第2位までの値とする。

※ 5分（0.08時間）、10分（0.16時間）、15分（0.25時間）、20分（0.33時間）、25分（0.41時間）、30分（0.50時間）、35分（0.58時間）、40分（0.66時間）、45分（0.75時間）、50分（0.83時間）、55分（0.91時間）

- 12 守秘義務
労働者派遣契約書（第17条及び第18条）に準じて取り扱うものとする。
- 13 安全衛生
派遣先及び派遣元は労働者派遣法第44条から第47条までの規定により課された各法令を順守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定（札幌市職員安全衛生管理規則）に準ずることとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。
- 14 便宜供与
派遣先は派遣労働者に対し、派遣期間中、派遣先の職員が通常利用している施設、又は設備の利用について便宜供与を図るものとする。
- 15 中途解除
派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により、労働者派遣契約第4条の規定に基づく派遣先から派遣元への発注後、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣にかかる派遣労働者を休業させること。又、派遣先は派遣元がやむを得ず派遣労働者を解雇すること等を余儀なくされたことにより派遣元に生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。
- 16 その他
 - ・ 人材派遣の賃金について、最低賃金以上にすること。
 - ・ 入札書は1人1時間当たりの基本料金単価（消費税及び地方消費税抜き）で作成すること。